

地方税法施行令の改正に伴う八王子市国民健康保険条例の一部改正について

1 報告趣旨

令和8年度税制改正により、令和8年(2026年)3月31日に公布された地方税法施行令の改正に伴い、八王子市国民健康保険条例を改正し令和8年(2026年)4月1日に施行する必要があるが生じ、令和8年(2026年)3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づく市長の処分により条例の一部改正を行ったため、報告する。

2 報告内容

(1) 国民健康保険税の限度額の引上げ

国民健康保険税においては、納税義務者間の負担の均衡を考慮し、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額のそれぞれに限度額を設けているが、中間所得者層の被保険者の保険税負担に配慮する観点から、基礎課税額の課税限度額を引上げる。

区分	改正前	改正後
基礎課税額の課税限度額	66万円	<u>67万円</u>
後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	26万円	
介護納付金課税額の課税限度額	17万円	
課税限度額の合計額	109万円	<u>110万円</u>

(2) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

現下の経済情勢等を踏まえた低所得者世帯の負担能力を考慮し、5割及び2割軽減の対象となる所得の基準を地方税法施行令で定める金額に引上げる。

区分	改正前	改正後
5割軽減	世帯年間所得合計 ≤ 43万円 + [(給与所得者等数 ^{*1} - 1) × 10万円] + <u>30.5万円</u> × (被保険者数 ^{*2})	世帯年間所得合計 ≤ 43万円 + [(給与所得者等数 ^{*1} - 1) × 10万円] + <u>31万円</u> × (被保険者数 ^{*2})
2割軽減	世帯年間所得合計 ≤ 43万円 + [(給与所得者等数 ^{*1} - 1) × 10万円] + <u>56万円</u> × (被保険者数 ^{*2})	世帯年間所得合計 ≤ 43万円 + [(給与所得者等数 ^{*1} - 1) × 10万円] + <u>57万円</u> × (被保険者数 ^{*2})

*1・・・給与所得・年金所得を有している者の人数。

*2・・・特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度の被保険者に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、同日以後継続して同一の世帯に属する者）を含む。

(3) 子ども・子育て支援納付金課税額の新設に伴う限度額等の設定

子ども・子育て支援納付金課税額に係る賦課限度額及び均等割額の取扱いについて、所要の改正を行うもの。

ア 賦課限度額の設定

子ども・子育て支援納付金課税額の課税限度額 3万円

イ 18歳以上被保険者均等割額の軽減額の設定

子ども・子育て支援納付金課税額の「18歳以上被保険者均等割額」の軽減額を定めるもの。

(ア) 7割軽減の控除額 70円

(イ) 5割軽減の控除額 50円

(ウ) 2割軽減の控除額 20円

ウ 出産被保険者の保険税の減額への項目追加

出産被保険者の保険税の減額において、子ども・子育て支援納付金課税額の「18歳以上被保険者均等割額」を減額の対象とするもの。

エ 18歳未満被保険者の被保険者均等割額の減額の設定

国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）がある場合、納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の「被保険者均等割額」から、世帯内に属する18歳未満被保険者につき算定した「被保険者均等割額」に相当する額を減額することを定めるもの。

(4) 法令の改正に伴う規定の整備

地方税法施行規則の改正に伴う引用条文の条ずれに対応するもの。

(5) 市民への周知

広報はちおうじ5月15日号に掲載。